

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

				資料番号	26-1	担当課	保健福祉課
法令名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	根拠条項	第20条	不利益処分の種類	幼保連携型認定こども園に対する改善命令		
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) (改善勧告及び改善命令) 第二十条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は当該設置者がその勧告に従わず、かつ、園児の教育上又は保育上有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。							
○愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和5年条例第11号)							